



最高裁秘書第4245号

平成29年10月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

8月22日付け（同月24日受付，最高裁秘書第3657号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年9月5日付け契約書（片面で15枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすることにより，法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の印影）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を不開示とした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）



契 約 書

司法修習生用教材等の仕分け等及び運送（単価契約）（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社グローバルコムネット（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別添仕様書（以下「仕様書」という。）により請負契約（単価契約）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、予定総額等）

第1条 業務の名称、契約期間、業務内容、契約単価及び予定総額は次のとおりとする。

- (1) 名 称 司法修習生用教材等の仕分け等及び運送（単価契約）
- (2) 契 約 期 間 契約日から平成29年11月30日（木）まで
- (3) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (4) 契 約 単 価 別表内訳書のとおり
- (5) 予 定 総 額 金1,100,239円

（うち消費税及び地方消費税額81,499円を含む）

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（業務内容等）

第3条 受注者は、この契約の条項に基づいて、仕様書に従った業務を行う。

（権利譲渡の禁止）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の制限）

第5条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、書面による発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。この場合、下請負人の名称その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（業務の監督等）

第6条 発注者は、受注者の業務につき必要な監督を行うため、監督職員を定めて業務の工程の立会い、指示、承諾又は協議を行わせることができる。

- 2 受注者は、仕様書に明示のない事項については、発注者の指示を受けなければならない。

（検査及び納入）

第7条 受注者は、業務が完了（一部の完了を含む。）した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、その結果を受注者に通知しな

なければならない。

- 3 受注者は前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく必要な措置を講じ、速やかに再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

(受注者の善管注意義務)

- 第8条 受注者は、仕分け等を行うに当たっては、発注者から寄託された物品について、常に善良なる管理者の注意をもって保管するものとし、物品を亡失し、又は破損した場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従って原状に回復し、又は同等品を納入し、若しくは損害の賠償をしなければならない。ただし、天災その他不可抗力による場合は、この限りではない。

(運送)

- 第9条 その他運送については、本契約条項に定めるものの他、標準貨物自動車運送約款、宅配便事業にかかる利用運送認可を受けた約款によるものとする。

(代金の支払)

- 第10条 受注者は、第7条の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 3 支払代金は、運送数量にそれぞれ第1条の(4)の単価を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）の合計に、消費税及び地方消費税額に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を加算した金額とする。

(履行遅延の賠償)

- 第11条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を完了しなかった場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。ただし、その遅延が天災その他不可抗力による場合は、この限りではない。
- 3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

- 第12条 発注者がその責めに帰すべき事由により、第7条に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払う

ものとする。

(危険負担等)

第13条 業務の履行に伴い生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第14条 発注者は、業務の履行に関し、瑕疵を発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めて、受注者の費用で必要な措置を講じ、又は損害の賠償を請求することができる。この場合における担保の期間は、第7条の検査に合格したときから1年とする。

2 受注者が前項の期日までに必要な措置を講じないときは、発注者は、受注者の負担において第三者にこれをさせることができる。

(秘密の保持)

第15条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を中止し、又は業務の遂行が不可能となった場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第18条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第19条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者

の請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当販売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する額のほか、予定総額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第20条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に渡っても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。))と

しないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第24条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者において再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第25条 発注者は、第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第18条に定める方法等に従い、その損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第26条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関し発注者及び受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者の協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

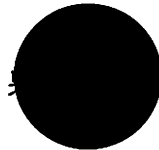
第28条 この契約に定めのない事項その他疑義がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成29年 9 月 5 日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

受注者 千葉県千葉市緑区大野台2丁目6番地15
株式会社グローバルコムネット
代表取締役 鎌田光



仕 様 書

1 件名

司法修習生用教材等の仕分け等及び運送

2 運送物品及び規格等

別紙1のとおり

3 運送先、運送予定重量及び運送予定数量

(1) 運送先

最高裁判所（以下「発注者」という。）が指定する司法修習予定者の住所並びに各地方裁判所総務課、東京地方裁判所立川支部庶務第一課及び司法研修所とする。また、司法修習予定者の住所の確定時期は、平成29年10月13日（金）頃の予定である。

なお、都道府県別の配布見込数量は、別紙2のとおりである。

司法修習予定者の氏名、住所並びに各地方裁判所総務課及び東京地方裁判所立川支部庶務第一課の住所は、契約締結後、Excel データで受注者へ提供する。

(2) 運送予定重量及び運送予定数量

別紙1の43点の物品を1セットとし、1セット当たりの重量は約8.2kg、運送数量は1,770セット程度が見込まれるが、実際の運送数量は司法試験の合格者数等によって増減する（本年度司法試験の合格者発表は、平成29年9月12日（火）の予定である。）。

なお、1セット分の教材を積み上げると、A4及びB5が高さ約16cm、A5が高さ約6cmとなる予定である。

4 仕分け及び梱包等

(1) 受注者は、1セットを運送先ごとに、受注者において用意した段ボール箱に、運送中に破損、汚損等のないよう梱包する。

なお、別紙1の物品の箱入れの順番等は、契約締結後、追って指定する。段ボール箱のサイズ・材質については、指定はない。

(2) 発送人の表示は、運送先により次のとおりとする。

ア 運送先が司法修習予定者

埼玉県和光市南2-3-8 最高裁判所司法研修所

イ 運送先が各地方裁判所総務課、東京地方裁判所立川支部庶務第一課及び司法研修所

東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所物品管理官

5 物品引渡方法及び引渡予定日

(1) 別紙1の物品の司法研修所からの引渡し分

別紙1の物品のうち「司研引渡し（予定）」欄に「○」印のあるものは、平成29年9月26日（火）から同年10月6日（金）までの間に、司法研修所において受注者に引き渡す。引渡し部数は、契約締結後に、追って通知する。

なお、物品は、発注者が指定する職員（以下「監督職員」という。）の指示により、受注者において、司法研修所の物品保管場所から搬出すること。

(2) 別紙1の物品（39から43までを除く。）の印刷業者からの引渡し分

別紙1の物品（39から43までを除く。）のうち「印刷業者引渡し（予定）」欄に「○」印のあるものは、契約締結日から平成29年10月6日（金）までの間に、順次、別途発注者が契約した印刷業者から受注者に直接引き渡す。印刷業者からの引渡し予定部数は、別紙1の「印刷業者引渡し（予定）」の「部数」欄のとおりである。

なお、印刷業者引渡し分のみでは数量が不足する場合には、不足分を司法研修所において受注者に引き渡すので、受注者が司法研修所に受け取りに来ること。

おって、不足分は、監督職員の指示により、受注者において、司法研修所の物品保管場所から搬出すること。

(3) 別紙1の39から43までの物品

原則として、契約締結日から平成29年10月6日（金）までの間に、日本弁護士連合会が契約した印刷業者等から受注者に直接引き渡すが、場合によっては、(1)の方法により受注者に引き渡す。引渡し部数は、契約締結後に、追って通知する。

6 物品の発送予定日及び到着期限

(1) 発送予定日

平成29年10月20日（金）頃に発送する予定であるが、契約締結後、追って監督職員から発送日を指定する。

(2) 到着期限

ア 原則として、発送日の翌日から起算して4営業日以内（土日及び祝日を除く。）とする。

イ 運送先の受領者の不在により物品を引き渡せない場合は、当該受領者又は監督職員から指定された再配達日を到着期限とする。

ウ 運送先の受領者の長期不在又は宛名不完全のため配達できない場合等で、監督職員において、当該受領者への配達日を改めて指定したときは、その配達日を到着期限とし、当該受領者への発送日を改めて指定したときは、その発送日の翌日から起算して4営業日以内（土日及び祝日を除く。）を到着期限とする。

エ ウによって再配達したが、運送先の受領者の不在により物品を引き渡せない場合の到着期限は、イに準じるものとする。

7 実務修習庁等への送付

受注者は、別紙1の43点の物品を梱包した段ボール箱を、別紙2の「実務修習庁等」欄記載の数字の個数分、送付する。

8 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 受注者は、いかなる場合においても、本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務を実施する目的以外の目的のために自ら利用し、又は、提供してはならない。

9 その他

- (1) 運送先に物品が到着し、受領者が確認するまでは、受注者が責任を負うものとする。

なお、運送先の受領者から物品の不足又は重複等の申出があったときは、受注者は、監督職員の指示により、申出をした受領者に対し、不足物品等の追加送付又は重複物品等の回収を行う。ただし、その費用は、受注者の負担とする。

- (2) 受注者は、印刷業者から物品の引渡しを受けたときには、直ちに数量を確認し、物品の預かり書を司法研修所宛てに発行すること。
- (3) 前記5により引渡しを受けた物品に余剰が生じたときは、受注者は、監督職員の指示により、余剰分を司法研修所に引き渡す。ただし、その費用は、受注者の負担とする。

なお、余剰分は、監督職員の指示により、受注者において、司法研修所の物品保管場所に搬入すること。

- (4) 司法研修所での物品の搬出等のために使用する車両は、降雨等の場合でも物品の汚損等を生じさせないように、司法研修所の搬出口に近接可能な2トン車までの車両とすること。
- (5) 運送先の受領者への物品の引渡し後、平成29年11月22日（水）までに、運送先の一覧に運送先ごとの到着日を追記した「業務完了報告書」を、司法研修所に提出すること。

なお、提供された運送先のデータ、同データを加工して作成したデータ及びその印刷物といった、司法修習予定者の氏名又は住所が含まれる物については、本業務終了後、受注者において、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用による磁気的な破壊等、シュレッダー等による物理的な破壊等の方法を用いて、速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を司法研修所に提出すること。

- (6) 印刷業者が持ち込むパレット及び梱包資材等は、受注者が適宜処分すること。
- (7) いわゆるグリーン購入法における運送の判断基準を満たしていること。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

(別紙1)

第71期事前配布教材一覧表(予定)

物 品 名	規格	予定 重量 (g)	司研引渡し(予定)		印刷業者引渡し(予定)	
			有 無	部 数 (部)	有 無	部 数 (部)
1 目録	A4	10	○	1,800	—	0
2 司法修習ハンドブック	A5	100	—	0	○	1,800
3 修習生活へのオリエンテーション	A5	40	—	0	○	1,800
4 司法修習開始までの準備について	A4	100	—	0	○	1,800
5 第3版 民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録に基づいて	A5	90	○	450	○	1,350
6 同 別冊記録	A4	290	○	500	○	1,300
7 対話で考える民事事実認定 —教材記録—	A4	110	○	550	○	1,250
8 民事訴訟における争点整理 —教材記録—	A4	90	○	450	○	1,350
9 10訂 民事判決起案の手引	A5	150	○	550	○	1,250
10 同別冊 事実摘示記載例集	A5	60	○	500	○	1,300
11 新問題研究 要件事実	A5	190	○	500	○	1,300
12 事例で考える民事事実認定	A5	150	○	550	○	1,250
13 プラクティス刑事裁判	A4	200	○	350	○	1,450
14 同 (別冊)	A4	210	○	350	○	1,450
15 プロシーディングス刑事裁判	A4	280	○	100	○	1,700
16 刑事事実認定ガイド	A4	220	○	50	○	1,750
17 処断刑等はどうのように決まるか	A4	60	○	1,800	—	0
18 平成19年版 刑事判決書起案の手引	A5	170	○	350	○	1,450
19 少年審判手続について	A4	90	○	350	○	1,450
20 平成27年版 検察講義案	A4	750	○	350	○	1,450
21 検察演習問題(改訂版)	A4	70	○	500	○	1,300
22 検察 終局処分起案の考え方(平成28年版)	A4	150	○	450	○	1,350
23 「平成27年版検察講義案」についての留意事項	A4	20	○	1,800	—	0
24 7訂 民事弁護における立証活動	A4	500	—	0	○	1,800
25 民事弁護教材 改訂 民事保全(補正版)	A5	220	○	450	○	1,350
26 民事弁護教材 改訂 民事執行(補正版)	A5	200	○	500	○	1,300
27 8訂 民事弁護の手引	A4	450	—	0	○	1,800
28 平成29年版 刑事弁護実務	A4	750	—	0	○	1,800
29 平成29年版 刑事弁護実務(別冊書式編)	A4	260	—	0	○	1,800
30 刑事弁護講義ノート(平成29年版)	A4	90	—	0	○	1,800
31 刑事弁護の手引き	A4	70	○	1,800	—	0
32 民事総合 実施要領	A4	30	○	1,800	—	0
33 同 資料	A4	120	—	0	○	1,800
34 第71期司法修習 検察導入修習講義 参考事例	A4	30	—	0	○	1,800
35 民事弁護修習記録第183号(第1分冊)	A4	80	—	0	○	1,800
36 講義1(民事保全・民事執行) 実施要領(設問付)	A4	30	○	1,800	—	0
37 講義2(弁護士倫理・職責等) 実施要領(設問付)	A4	10	○	1,800	—	0

物 品 名		規格	予定 重量 (g)	司研引渡し(予定)		印刷業者引渡し(予定)	
				有 無	部 数 (部)	有 無	部 数 (部)
38	演習1(立証) 実施要領(設問付)	A4	40	○	1,800	—	0
39	接見交通権マニュアル	A4	520	—	0	○	1,800
40	(仮称)ハンドブッケー身体拘束からの解放—	A4	420	—	0	○	1,800
41	解説 弁護士職務基本規程	B5	340	—	0	○	1,800
42	被疑者ノート	A4	160	—	0	○	1,800
43	取調べ対応・弁護実践マニュアル	A4	280	—	0	○	1,800

(別紙2)

第71期事前配布教材数一覧表(都道府県別)

都道府県	第69期発送実績(セット)	第70期発送実績(セット)	第71期予想数(セット)	実務修習庁等(セット)
東京都	685	621	622	5 (東京地裁総務課) 3 (東京地裁立川支部庶務第一課)
神奈川県	181	128	147	3 (横浜地裁総務課)
埼玉県	100	99	95	18 (さいたま地裁総務課3, 司法研修所15)
千葉県	86	89	83	3 (千葉地裁総務課)
茨城県	13	12	12	3 (水戸地裁総務課)
栃木県	8	8	8	3 (宇都宮地裁総務課)
群馬県	10	6	8	3 (前橋地裁総務課)
静岡県	14	13	13	3 (静岡地裁総務課)
山梨県	4	4	4	3 (甲府地裁総務課)
長野県	10	4	7	3 (長野地裁総務課)
新潟県	7	7	7	3 (新潟地裁総務課)
大阪府	145	110	121	3 (大阪地裁総務課)
京都府	89	70	76	3 (京都地裁総務課)
兵庫県	110	72	87	3 (神戸地裁総務課)
奈良県	24	17	20	3 (奈良地裁総務課)
滋賀県	5	9	7	3 (大津地裁総務課)
和歌山県	1	4	2	3 (和歌山地裁総務課)
愛知県	74	61	64	3 (名古屋地裁総務課)
三重県	12	9	10	3 (津地裁総務課)
岐阜県	10	8	9	3 (岐阜地裁総務課)
福井県	2	0	1	3 (福井地裁総務課)
石川県	5	8	6	3 (金沢地裁総務課)
富山県	3	2	2	3 (富山地裁総務課)
広島県	24	15	19	3 (広島地裁総務課)
山口県	5	5	5	3 (山口地裁総務課)
岡山県	16	11	13	3 (岡山地裁総務課)
鳥取県	2	2	2	3 (鳥取地裁総務課)
島根県	2	2	2	3 (松江地裁総務課)
福岡県	54	53	51	3 (福岡地裁総務課)
佐賀県	2	1	1	3 (佐賀地裁総務課)
長崎県	2	2	2	3 (長崎地裁総務課)
大分県	3	2	2	3 (大分地裁総務課)
熊本県	12	8	10	3 (熊本地裁総務課)
鹿児島県	3	3	3	3 (鹿児島地裁総務課)
宮崎県	3	2	2	3 (宮崎地裁総務課)
沖縄県	7	6	6	3 (那覇地裁総務課)
宮城県	21	12	16	3 (仙台地裁総務課)
福島県	4	8	6	3 (福島地裁総務課)
山形県	3	0	1	3 (山形地裁総務課)
岩手県	0	1	0	3 (盛岡地裁総務課)
秋田県	0	0	0	3 (秋田地裁総務課)
青森県	0	2	1	3 (青森地裁総務課)
北海道	43	35	37	12 (札幌地裁総務課3, 旭川地裁総務課3, 釧路地裁総務課3, 函館地裁総務課3)
香川県	4	7	5	3 (高松地裁総務課)
徳島県	2	3	2	3 (徳島地裁総務課)
高知県	0	1	0	3 (高知地裁総務課)
愛媛県	2	5	3	3 (松山地裁総務課)
合計	1,812	1,547	1,600	170

※ 数値には、転居による再配達分を含まない。

(別表内訳書)

契約単価 (消費税及び地方消費税を含まない。)

(1) 仕分け料

契約単価 (円)	予定運送数量 (セット)	予定金額 (円)
183	1,770	323,910

(2) 運送料

発送先地域	契約単価 (円)	予定運送数量 (セット)	予定金額 (円)
東京都	380	630	239,400
神奈川県	380	150	57,000
埼玉県	380	113	42,940
千葉県	380	86	32,680
茨城県	380	15	5,700
栃木県	380	11	4,180
群馬県	380	11	4,180
静岡県	390	16	6,240
山梨県	380	7	2,660
長野県	390	10	3,900
新潟県	390	10	3,900
大阪府	390	124	48,360
京都府	390	79	30,810
兵庫県	390	90	35,100
奈良県	390	23	8,970
滋賀県	390	10	3,900
和歌山県	390	5	1,950
愛知県	390	67	26,130
三重県	390	13	5,070
岐阜県	390	12	4,680
福井県	390	4	1,560
石川県	390	9	3,510
富山県	390	5	1,950
広島県	390	22	8,580
山口県	390	8	3,120
岡山県	390	16	6,240
鳥取県	390	5	1,950
島根県	390	5	1,950
福岡県	400	54	21,600
佐賀県	400	4	1,600
長崎県	400	5	2,000
大分県	400	5	2,000
熊本県	420	13	5,460
鹿児島県	420	6	2,520
宮崎県	420	5	2,100
沖縄県	1,700	9	15,300
宮城県	390	19	7,410
福島県	390	9	3,510
山形県	390	4	1,560
岩手県	400	3	1,200
秋田県	400	3	1,200
青森県	400	4	1,600
北海道	420	49	20,580
香川県	390	8	3,120
徳島県	390	5	1,950
高知県	390	3	1,170
愛媛県	390	6	2,340
合計			694,830

総合計 (1) + (2)

1,018,740

(税抜き)

